

1.温泉法が改正されました

— 平成20年10月1日より施行されます —

温泉をくみ上げ又はくみ上げようとする全ての事業者^(※)は、新たに許可申請又は確認申請が必要になります。

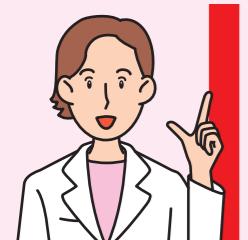
(※)事業者とは、温泉のくみ上げを反復継続的に実施する者であり、旅館業や公衆浴場業のように公共の浴用・飲用に供しようとする目的で温泉を採取する者のか、自家用利用(マンション等での共同利用を含む)や、工業利用等の目的で温泉を反復継続的にくみ上げる者も対象となります。

温泉にメタンが相当量含まれている場合

温泉にメタンが含まれているかわからない場合

温泉にメタンが含まれていない場合

(※揚湯試験やくみ上げ時に相当量のメタンが確認された場合など)



基準を満たしているかどうかは、許可申請の前に、早めに都道府県に相談しよう。



いつまでにどの対策が必要になるかは、P9で詳しく確認してね。

可燃性天然ガスの安全対策を実施
(詳細は、P4~9を参照)

既に温泉をくみ上げている事業者
ソフト系の対策 温泉の採取許可の申請を行うまで
ハード系の対策 平成22年3月末まで

メタンが基準値を超えると確認された

メタンが基準値以下と確認された

温泉におけるメタン濃度を確認
(詳細は、P2~3参照)

既に温泉をくみ上げている事業者は、それぞれ期間中に許可や確認を受けないと、今後くみ上げができなくなるのよ。

温泉の採取許可の申請

都道府県知事による許可(温泉法第14条の2)
既に温泉をくみ上げている事業者
平成20年10月から平成21年3月末までに申請を行うことが必要

可燃性天然ガスの濃度の確認申請

都道府県知事による確認(温泉法第14条の5)
既に温泉をくみ上げている事業者
平成20年8月から平成21年3月末までに確認を受けることが必要

温泉のくみ上げが可能

※既に温泉をくみ上げており、ソフト系の対策のみ実施して許可を受けた事業者は、変更許可の申請が必要

安全対策を行わないで温泉のくみ上げが可能

2.温泉における可燃性天然ガスの確認方法

— 従来メタンが確認されていない場合も必要です —

可燃性天然ガスの確認は、安全対策が必要な温泉か否かを判断するものです。

以下の「○確認方法のフローチャート」で示された測定手法に従い調査することが必要なので、専門の測定業者に依頼し、測定してもらう必要があります。

○確認を必要とする温泉とは?

- 可燃性天然ガスが発生しているかわからない場合
- 可燃性天然ガスが発生していない場合



メタンが出ることがわかっているれば、確認する必要はなく、直ちに対策を実施して許可申請すればよいのね(※詳細はP4~9参照)。

○測定業者とは?

温泉成分を測定できる温泉法の登録分析機関、計量証明事業者、行政機関等であることが必要です。その中で、環境省や都道府県等で開催した温泉の確認手法の講習会を受講した測定機関を選んでください。事業者自ら測定した結果を提出することはできません。詳細は都道府県にお問い合わせください。

○確認方法のフローチャート

詳細は、測定業者に早めに相談しましょう。

(※以下の方法以外にも都道府県が認める場合は、周辺の調査結果により確認できる場合があります。詳細は都道府県にお問い合わせください。)

水上置換法で温泉付随ガス(空気と混ざる前の気泡)が収集できるか?

YES (水上置換法で温泉付随ガスが収集できた)

NO (水上置換法で温泉付随ガスが収集できなかった)

水上置換法で収集された温泉付随ガスのメタン濃度は2.5% (50%LEL) 以下か?

YES
2.5%
(50%LEL)
以下

NO 2.5% (50%LEL) 超

槽内空気濃度測定法で測定されたメタン濃度は1.25% (25%LEL) 以下か?

YES 1.25%
(25%LEL) 以下

NO 1.25%
(25%LEL) 超

貯湯槽がある
NO (貯湯槽がない)

ヘッドスペース法で測定されたメタン濃度は0.25% (5%LEL) 以下か?

YES 0.25%
(5%LEL) 以下

NO 0.25%
(5%LEL) 超

温泉法第14条の5に基づく確認申請

可燃性天然ガスの安全対策を実施
(詳細は、P4~9参照)

温泉法第14条の2に基づく許可申請

※%LELとは、爆発下限界(着火源がある場合にガスが燃焼・爆発を起こす最低濃度(Lower Explosion Limit))に対する割合を百分率で表したものといいます。メタンの爆発下限界は5%なので、メタンの濃度が2.5%のときは、50%LELとなります。